

。 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和七年七月八日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

。 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（規則七 一）の一部を次のように改める

。 第七条第四項第五号中「あつた」を「あつた」に、「あつて」を「あつて」に、「なつた」を「なつた」に改める。

第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第十五条を次のとおり改める。

（第十六条の二第二項の人事委員会規則で定める期間）

。 第十五条 条例第十六条の二第二項の人事委員会規則で定める期間は、対象職員の子が一歳十一箇月に達する日の翌々日から二歳十一箇月に達する日の翌日までの一年間とする

#### 附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。